

知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループの公開の手続について (案)

平成 25 年 1 月 25 日

知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ座長

知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループの公開の手続について以下のよう
に定める。

1. 会議の日時・場所・議題を原則 1 週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略
本部ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>)
及び首相官邸記者クラブに掲示する。

2. 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

一般の傍聴希望者は、1 企業・団体については原則 1 名とし、開催前々日
(当該日が行政機関の休日に当たる場合には、それに先立つ最後の平日) の
17 時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局 (以下「事務局」という。)
に登録する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、開催前々日 (当該日が行政機関の休日に当たる
場合には、それに先立つ最後の平日) の 17 時までに事務局に登録する。

(3) その他

① 傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断
で傍聴を制限することがある。

② 傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、座長は退席を命
じることができる。また、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入
場すること、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、
詳細は、座長の指示に従う。